# 横須賀ダイヤランドテニスクラブ 会員規約

### 第1章 総 則

# 第1条 【 クラブの名称及び所在 地 】

本クラブは「横須賀ダイヤランドテニスクラブ」(以下「本クラブ」という)と称する。

所在地を神奈川県横須賀市佐原4丁目 1261に置く。

### 第2条 【目的】

本クラブは、テニスを通じて会員相 互の親睦をはかり、会員の明朗健全 な心身の涵養とスポーツ文化の発展 に貢献することを目的とする。

### 第3条 【 運営管理者 】

本クラブの運営管理は、一般社団法 人日本テニスクラブ推進協会(以下 「運営会社」という)が行なう。運 営会社は本クラブ業務をエバーグ リーンスポーツ株式会社へ委託す る。

### 第2章 会 員

### 第4条 【 会員の種類と資格 】

- 1. 会員とは、下記の資格を満た し、所定の入会登録の申込みを行 ない運営会社の承認を得たのち、 別途定める手続きを完了し会員と して登録された者をいう。
  - (1) 名誉会員:

国内外に於いて多大なる功績

を

修めた者で、本クラブの貴賓

を高

めクラブの発展に協力いただ

ける

と運営会社が認定した者とし

営業

用

時間内は、施設を常時無料利

できる。

(2) 特別会員:

国内外のテニス界に功労の実

績

を修めた者とし運営会社が認

定

した者とする。

営業時間内は、施設を常時無

料

利用できる。

(3) 法人会員:

法人の従業員又はその家族と

て会員登録した者とし、無記

名4 名までの利用が可能とする。

全クラブ営業日の9:00~21:

00 まで、施設を利用できる。 (日曜日は18:00まで)

※但し、当クラブ元及び現会員

0)

登録及び利用はできない。

(4) 正会員 (U-39・U-17含む):

満40歳以上の個人とし (U-39は満18歳以上40歳

未満)

(U-17は中学生以上満18歳

未

00

満)、

全クラブ営業日の9:00~21:

まで、施設を利用できる。 (日曜日は18:00まで))

\*U-17は親会員(3親等までの個人で既に会員としてクラ

ブに

入会している者) と同伴利

用に

限定する。

(5) 家族会員:

正会員の3親等までの個人で、満40歳以上の者とし、全クラブ営業日の9:00~21:00まで利用できる。(日曜日は18:00まで)

(6) 平日会員:

満40歳以上の個人とし、土曜日・日曜日・祝日(振替休日含む)を除き、9:00~21:00まで施設を利用できる。但し、月曜日の祝日は利用ができる。

(7) 土日祝日早朝会員:

満18歳以上の個人とし、土 曜日・日曜日・祝日(振替休 日含む)の7:00~9:30まで 利用できる。

(8) 平日早朝会員

満18歳以上の個人とし、土曜日・日曜日・祝日(振替休日含む)を除き、7:30~9:30まで利用できる。但し、祝日月曜日は利用ができる。

(9) ナイター会員:

満18歳以上の個人とし、日曜日を除き、16:00~21:00まで施設を利用できる。

- 2. 会員資格は、入会日から退会日まで(期限付き会員は期限まで)、あるいは本クラブ閉場日までとする。会員資格は休会期間を含む。
- 3. 名誉会員・特別会員の選定・期間は運営会社が定める。但し、その会員の情報については一切公開しない。
- 4. 30歳未満のU-39会員及び、U-17会員を除く会員はクラブ利用都度、会員1名に付き最大2名までの子供同伴利用(無料)を認める。(同伴利用者は4歳~小学生までとする)
  - ※子供同伴する会員は子供同伴者 の利用に関する全ての責任を負う ものとする。
- 5. 運営会社の都合で、クラブ発展を 目的に告知せず新会員制度を作り 募集することがある。尚その説明 はしない。

# 第5条 【入会】

- 1. 本クラブへの入会を希望する者は、本規定各条項を承諾した上で、別途定める入会登録の手続きを経なければならない。
- 2. 本クラブは、入会登録の申込み を承認または、否かの選択をする 自由を有し、承認しないときは、 その旨の説明をしないものとす る。
- 3. 本クラブは、既納の登録料・更新料・年会費・月会費を返還して、 入会の承認を取り消すことができる。取り消しには、理由を必要と しないものとする。

- 4. 会員種別の変更は、所定の様式 により登録料・年会費・月会費の 差額を運営会社の指定の方法で納 入し申込むものとする。また、既 納の登録料・更新料は返納しな い。但し、年会費・月会費につい ては差額返金をおこなうものとす る。尚、変更に伴う会員証発行時 には、所定の発行手数料を 支払うものとする。
- 5. 入会日・種別変更日は必ず月初 1日と定める。

### 第6条 【 会員証等 】

- 1. 運営会社は所定の入会登録の手 第12条 【 休会 】 者に対し会員証を発行する。会員 証は、入場時に必ず受付に預け、 退場時に必ず受け取り会員自身で 会社 管理する。
- 2. 会員証は他人に貸与してはなら ない。
- 会員証再発行時には、所定の発 合は 行手数料を支払うものとする。

# 第7条 【 登録料・更新料 】

会員は別途定める登録料・更新料を 運営会社所定の方法で納入するもの とする。

- 1. 登録料は、入会登録時より2年間 を有効期間とする。
- 2. 入会後2年毎に更新料を支払うも のとする。
- 3. 登録料・更新料は、理由の如何 を問わず返還されない。

### 第8条 【 年会費 】

- 1. 会員は、別途定める年会費を運 営会社所定の方法で前納するもの とする。
- 2. 年会費は、入会登録時より1年 間を有効期間とする。
- 3. 年会費は、会員種別変更時以外 は理由の如何を問わず返還されな Λ,γ°

# 第9条 【 月会費 】

- 1 会員は別途定める月会費を運営 会社所定の方法にて前納するもの とする。
- 2. 入会登録時に月会費2ヶ月分を 納入するものとする。その後、 1ヶ月毎に納入する。

### 第10条 【 利用料等 】

クラブの利用に際し利用料・ナイ ター料金等(他サービスに係わる料 金を含む)を利用毎に、所定の方法 にて支払わなければならない。(U-17会員・平日早朝会員・土日祝日早 朝会員は無料とする)

### 第11条 【 クラブ会費の改定 】

第7条の登録料・更新料・第8条の 年会費、第9条の月会費及び第10 条の利用料等については運営会社の 事情により、1ヶ月前の告知をもつ て改定することができる。

続きを完了し、入会を承認された 1. 会員が正当な事由のため、本クラ ブを

利用できない場合で、それを運営

が認めれば、所定の手続き により休会することができる。

※病気・ケガ・家族の介護等による場

診断書の提示を必要とする。

※但し登録料・更新料は返還されな

11

- 2. 休会中の会員が、本クラブの施 設を利用する場合は通常の月会 費・利用料を支払うものとする。
- 休会開始日は必ず月初1日、休 会終了日は必ず月末最終日と定め る。

### 第13条 【 退会 】

- 1. 会員は、本クラブを退会しよう 1. 会員は第4条に定める会員の種類 とする場合は、前月10日までの手 続きにより退会することができ
- 2. 退会の場合、既納の登録料・更 新料・年会費・月会費は返還しな い。また、未納の月会費等の債務 がある場合は、会員は直ちにこれ を支払わなければならない。
- 3. 退会日は月末最終日とする。 ※溯っての退会手続きはできない

### 第14条 【 会員資格の除名 】

会員が次の各号の一つ以上に該当す るときは、運営会社は当該会員の資 格を除名することができる。但し、 除名理由及び一切の情報は公開しな

1. 当規約及び、当規約に基づく諸 規定に違反したとき。

- 2. 本クラブの名誉・信用を著しく 傷つけ、又は本クラブの秩序を乱 す等の行為のあったとき。
- 会費等、会員が負担すべき債務 の支払いを3ヶ月以上遅延したと き。
- 4. 会員証を他人に貸与してクラブ に入場させたとき。
- 5. 会員の同伴又は、紹介したゲス トが本条の1.2.の何れかに該 当したとき。
- 前各号に類する行為等があり、 運営会社が会員としてふさわしく ないと認定したとき。

### 第15条 【 会員資格の喪失 】

会員は次の場合には、その資格を喪 失する。

- 1. 会員が退会したとき。
- 2. 会員が死亡したとき。
- 3. 会員が除名されたとき。
- 4. 会員が破産の宣告を受けたと き。
- 5. 家族会員及びU-17にあっては、 登録した会員が会員資格を喪失し たとき。
- 6. 会員資格期間が満了したとき。
- 7. 本クラブが解散したとき。
- 会員が反社会的勢力・団体・組 織との繋がりを持った(またはそ の疑いがあると運営会社・他会員 が判断した)とき。

# 第16条 【 施設利用及び利用制 限】

- に応じて、運営会社の定める利用 方法に従い、本クラブを利用する ことができる。ただし、運営会社 は次の場合には、一定の期間を限 り施設の全部又は、一部の利用を 制限・停止することができる。
  - ① 本クラブ・併設スクールの主 催・後援・協力する競技会・ イベント・レッスン・レンタ ルコート・各種撮影・スタッ フ研修会等を開催(または準 備) するとき。
  - ② コート・諸施設の補修・改修 を行なうとき。
  - ③ 天災・地変等、不測の災害を 被ったとき。またはその恐れ があると運営会社が判断した とき。
  - ④ その他、やむを得ない事情に

を制限することが適当と認め 害 】 たとき。

- 2. 会員は、運営会社の承認を得 ト」という)を同伴又は紹介し、 これらの者に本クラブの施設を利 用させることができる。この場合 は、別途定めるゲスト料金を支払 わなければならない。また、ゲス トの行為については当該会員が― 第21条 【 クラブの解散 】 切の責に任ずるものとする。
- 3. ゲストは、中学生以上とする。
- 4. 本クラブは、ゲストの利用につ き、その人数等を制限できる。
- 本クラブの判断によりゲスト・ 子供同伴者の利用を断ることがで きる(その場合理由の説明は行わ ない)。
- 6. 会員利用コートに関しては、別 途定める。

### 第17条 【 会員の個人情報 】

- 1. 運営会社は、一切の個人情報に 関して他の会員及び外部機関に対し て理由を問わず公開しない。
- 2. 本クラブは、会員に対し緊急の お知らせを除き郵便物等の発送を しない。

第3章 施設の運営・管理

# 第18条 【 営業日及び営業時 間】

- 1. 本クラブの営業日・営業時間は 別途定める。
- 2. 本クラブの休日は火曜日とす 第23条 【 規約の改廃 】 る。但し、本クラブの休日が祝日 にあたるときは、この限りではな
- 3. 本クラブは、営業日・営業時間 内であっても臨時休業日及び時間 帯を設けることができる。
- 4. 本クラブは、本クラブの休業日 及び営業時間外に本クラブ・併設 スクールの主催・後援・協力する 競技会・イベント・レッスン・レン タルコート・各種撮影・スタッフ 研修会等を開催 (または準備) す ることができる。

### 第19条 【 会員以外 】

運営会社は、必要であると判断した ときは、会員以外の者に本クラブの 施設を利用させることができる。

# より、運営会社が施設の利用 第20条 【 事故・盗難・傷害・災

会員の施設利用(運営会社の施設内 外を問わず一切の利用行為)の際に て、会員以外の者(以下、「ゲス 生じた盗難・傷害及び災害等による 事故・その他、人的・物的事故につ いては、その会員が責任を負担する ものとし、本クラブ及び運営会社は 一切の責任を負わない。

- 1. 運営会社は、社会情勢の変動・ 会社の事情等のやむを得ない事由 により本クラブを解散・閉鎖する ことができる。
  - 2. 本クラブを解散・閉鎖するとき は、その3ヶ月前までに会員に予 告してこれを行なう。
  - 3. 会員は、本クラブの解散・閉鎖 に対し、何ら異議申し立てをする ことはできない。
  - 4. 解散・閉鎖の事由が、天災地 変・公権力の命令・その他不可抗 力である場合には、本条第2項の 予告を短縮することができる。
- 5. 本クラブ解散・閉鎖に際して は、既に受領した登録料、年会 費、月会費の返却はしない。

第4章 付 則

### 第22条 【 規定等 】

当規定に基づく本クラブの運営・管 理に必要な規定は、運営会社が別途 定める。

当規約、及び当規約に基づく諸規定 は、運営会社がこれを改廃すること ができる。規約等を改廃した場合 は、運営会社はその内容をクラブハ ウス内に掲示して告知する。

### 第24条 【 規定外事項 】

この規約に定めない事項について は、必要に応じて運営会社がその都 度これを定める。

2019年4月